

## 主な法定受託事務の内容

被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。

任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。

任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。

年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。

保険料の全額、 $3/4$ 、 $1/2$ 、 $1/4$ の免除、学生納付特例、納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。

付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。

受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。

第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。